

障害児支援にかかる利用者負担額基準の見直しについて

1. 見直しの趣旨

障害児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用者自己負担額について、本市では、国の基準に加えて独自の基準を設定しており、利用者にとって非常にわかりにくい制度となっています。利用者負担について、国および他都市の水準を踏まえ、本市基準の見直しを行います。これに伴い、利用者が申請時に添付する書類の簡素化を図ります。

2. 見直し案の概要（詳細は別紙参照）

- ・これまで市民税及び所得税の課税状況により階層区分を認定していたものを、市民税のみでの認定に変更します。（申請書類として源泉徴収票等の提出が不要になります。）
- ・これまで19階層（入所支援は18階層）の上限額基準（所得区分）を設けていましたが、これを6階層とし、よりわかりやすい基準に見直します。
- ・これまで本市独自の第2子以降に対する減免制度がありましたが、国の減免制度において世帯での利用者負担上限額が設定されることから、市独自の減免制度は廃止します。
- ・その他、食費部分や医療部分について、国基準を踏まえた見直しを行います。

			神戸市の制度		(参考) 国基準
			現行	見直し後	
利用者負担 の福祉部分	算定基礎		市民税&所得税	市民税	市民税
	上限額 の階層	通所	19階層 (0~16,620円/月)	6階層 (0~16,620円/月)	4階層 (0~37,200円/月)
		入所	18階層 (0~37,200円/月)	6階層 (0~37,200円/月)	4階層 (0~37,200円/月)
	兄弟の場合		世帯上限 & 第2子以降減免	世帯上限	世帯上限
利用者負担の食費部分※ ¹			市独自基準	国基準	国基準
障害児入所支援補足給付			市独自基準	国基準	国基準
利用者負担の医療部分※ ²			市独自基準	国基準※ ³	国基準

※1：児童発達支援センターのみ該当。

※2：医療型障害児通所／入所支援のみ該当。

※3：障害児通所支援の医療部分は、本市他制度との整合性から、市独自基準とする。

3. 新基準の適用予定日

令和5年7月1日支給開始分（更新含む）より

問合せ先：神戸市福祉局障害者支援課

電話 078-322-6780 FAX 078-322-0393

○利用者負担の福祉部分に関する階層見直しの内容

【障害児通所支援】

(現行)

所得区分 19階層 (市民税 かつ 所得税基準)		負担上限 月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税		
市民税均等割のみ	かつ 所得税非課税	1,100円
市民税所得割課税	かつ 所得税非課税	1,700円
市民税所得割額が 28万円未満	かつ 所得税額 8,400円以下	2,300円
	かつ 所得税額 12,000円以下	2,700円
	かつ 所得税額 15,000円以下	2,800円
	かつ 所得税額 20,000円以下	3,400円
	かつ 所得税額 30,000円以下	3,900円
	かつ 所得税額 40,000円以下	4,100円
	かつ 所得税額 40,001円以上	4,600円
市民税所得割額が 28万円以上	かつ 所得税額 55,000円以下	4,700円
	かつ 所得税額 70,000円以下	5,400円
	かつ 所得税額 101,000円以下	7,300円
	かつ 所得税額 183,000円以下	8,100円
	かつ 所得税額 283,000円以下	10,300円
	かつ 所得税額 403,000円以下	10,800円
	かつ 所得税額 703,000円以下	13,600円
	かつ 所得税額 703,001円以上	16,620円

(見直し後)

所得区分 6階層 (市民税基準)	負担上限 月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税所得割額が 3万3千円未満	1,700円
市民税所得割額が 28万円未満	4,600円
市民税所得割額が 46万円未満	13,600円
市民税所得割額が 46万円以上	16,620円

(参考：国基準)

所得区分4階層 (市民税基準)	負担上限 月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税所得割額が 28万円未満	4,600円
市民税所得割額が 28万円以上	37,200円

【障害児入所支援】

(現行)

所得区分 18階層 (市民税 かつ 所得税基準)		負担上限 月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税		
市民税均等割のみ	かつ 所得税非課税	2,300円
市民税所得割課税	かつ 所得税非課税	3,300円
市民税所得割額が 28万円未満	かつ 所得税額 12,000円以下	4,500円
	かつ 所得税額 15,000円以下	5,000円
	かつ 所得税額 20,000円以下	6,800円
	かつ 所得税額 30,000円以下	7,100円
	かつ 所得税額 40,000円以下	7,800円
市民税所得割額が28 万円以上	かつ 所得税額 40,001円以上	9,300円
	かつ 所得税額 55,000円以下	9,400円
	かつ 所得税額 70,000円以下	10,400円
	かつ 所得税額 101,000円以下	14,500円
	かつ 所得税額 183,000円以下	14,700円
	かつ 所得税額 403,000円以下	20,600円
	かつ 所得税額 703,000円以下	27,100円
	かつ 所得税額 1,078,000円以下	34,400円
	かつ 所得税額 1,078,001円以上	37,200円

(見直し後)

所得区分 6階層 (市民税基準)	負担上限 月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税所得割額が 3万3千円未満	4,600円
市民税所得割額が 28万円未満	9,300円
市民税所得割額が 46万円未満	24,800円
市民税所得割額が 46万円以上	37,200円

(参考：国基準)

所得区分4階層 (市民税基準)	負担上限 月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税所得割額が 28万円未満	9,300円
市民税所得割額が 28万円以上	37,200円

○市独自の第2子以降の減免（兄弟減免）制度の廃止

～ 以下は、利用者負担上限額が4,600円／月の世帯における取り扱い例 ～



○利用者負担の食費部分に関する見直しの内容（※児童発達支援センターのみ該当）

（見直し後）国の基準を適用

食費部分 = (①給食費* - ②食事提供加算*) × 利用日数

※①給食費 : 施設ごとに設定される単価

※②食事提供加算 : 利用者の所得階層に応じて算定される施設に対する報酬加算（下表）

所得区分	食事提供加算（1日あたり）
生活保護・市民税非課税	40 単位×地域単価
市民税所得割が 28 万円未満	30 単位×地域単価
市民税所得割が 28 万円以上	なし

○障害児入所支援の補足給付に関する見直しの内容

（見直し後）国の基準を適用

所得区分（2階層）	月あたりの補足給付額（実費負担に対する軽減額）
生活保護・市民税非課税 市民税所得割が 28 万円未満	34,000 円（その他生活費）* + 自己負担相当額* + 54,000 円（基準額） - 50,000 円（地域子育て費）*
市民税所得割が 28 万円以上	34,000 円（その他生活費）* + 自己負担相当額* + 54,000 円（基準額） - 79,000 円（地域子育て費*）*

※その他生活費・・・国が定める基準額（18歳・19歳の場合は25,000円）

※自己負担相当額・・・当該利用者に係る単価 × 30.4 × 0.1 と 15,000 円（生活保護・市民税非課税・市民税所得割が 28 万円未満の場合）あるいは 37,200 円（市民税所得割が 28 万円以上の場合）を比べ、いずれか低い額

※地域子育て費・・・地域で子どもを育てるために通常必要な費用として国が定める基準額

○利用者負担の医療部分（障害児入所支援）見直しの内容（※医療型障害児入所支援のみ該当）
（見直し後）国の基準を適用

月あたりの医療部分（障害児入所支援）については、以下の計算式に基づき、
（1）又は（2）の下線部の額とする。

（1）福祉部分 α^{*1} + 医療部分 β^{*2} + その他生活費 34,000 円^{*3} > 地域子育て費^{*4} の場合

$$\text{医療部分} = \underline{\text{地域子育て費}^{*4} - \text{その他生活費 } 34,000 \text{ 円}^{*3} - \text{福祉部分 } \alpha^{*1}}$$

（2）福祉部分 α^{*1} + 医療部分 β^{*2} + その他生活費 34,000 円^{*3} < 地域子育て費^{*4} の場合

$$\text{医療部分} = \underline{\text{医療部分 } \beta^{*2}}$$

※1 福祉部分 α : 下表のとおり

所得区分	福祉部分
生活保護・市民税非課税 市民税所得割が 28 万円未満	当該利用者に係る単価 $\times 30.4 \times 0.1$ と 15,000 円を比べいづれか低い額
市民税所得割が 28 万円以上	当該利用者に係る単価 $\times 30.4 \times 0.1$ と 37,200 円を比べいづれか低い額

※2 医療部分 β : 下記①②のうち低い方

①医療費の 1 割相当額

②所得区分に応じた下表の負担上限額

所得区分（4 階層）	利用者負担（医療部分）
生活保護	0 円
低所得 1	15,000 円
低所得 2	24,600 円
市民税課税	40,200 円

※3 その他生活費：国が定める基準額 34,000 円（18 歳、19 歳の場合は 25,000 円）

※4 地域子育て費：地域で子どもを育てるために通常必要な費用として国が定める基準額

○利用者負担の医療部分（障害児通所支援）見直しの内容（※医療型障害児通所支援のみ該当）
（見直し後）下表の基準

所得区分（3 階層）	医療部分（障害児通所支援）
生活保護	0 円
市民税非課税	0 円
市民税課税	800 円／月